

会社の政治献金の法的考察

橋元春男

1. 序 説

会社の政治献金については、政治的・社会的に論議のあるところであるが、本稿では、これを法的な立場から考察するものである。

アメリカ合衆国においては、すでに早くから政治献金の規制がなされてきたのであり、1907年に国立銀行および特定の会社からの政治献金を禁止する法律が制定され、これが1925年の腐敗行為防止法の中にくみこまれたのである。1935年になり、公共企業持株会社ならびにその支社の寄附を禁止する公共企業持株会社法が制定され、さらに1947年のタフト・ハートレー法においては会社とともに労働組合からの寄附も禁止されることになった。^{註1} その後腐敗防止法は、1971年に連邦選挙運動法（Federal Election Campaign Act）にとって代られたが、同法は1974年に一部改正され1976年改正法においては、大統領、副大統領、上院議員、下院議員の選挙に対する、国立銀行、連邦法に基づいて組織された法人、一般人、労働団体等の政治寄附が禁止されている（同法321条）。その他政府と契約している者の政治寄附の禁止（同324条）、他人の名前による寄附の禁止（325条）、現金1,000ドル以上の寄附の禁止（同326条）などの規定がある^{註2}。

わが国においては、昭和23年に政治資金規制法が成立したが、昭和37年の改正の後昭和50年三木内閣の下で従来の内容からみると画期的な改正がなされ、昭和51年1月1日より施行せられた。その改正の主な内容は、寄附の量的・質的制限規定を設けたことである。

すなわち、政党および政治資金団体に対する政治活動に関する寄附について個人の限度額は、年間2,000万円、会社・労働組合または職員団体は限度額が1億円である（同22条2項）。そして会社の寄附は資本金に応じて限度額が段階的に定められ、労働組合も組合

註1 久保田きぬ子「アメリカにおける政治資金規正法」公法研究30号57頁

註2 山本浩三「法人と人権」新憲法演習I 144頁

員数によって限度額が定められている。註3

派閥や個人の後援会などの政治団体や公職の候補者などの個人に対する寄附は、年間150万円に制限されている（同22条の2）。また国から資本金またはこれに準ずるものの全部または一部の出資または拠出を受けている会社や法人は政治献金が禁止され、国から補助金その他の給付金の交付を受けている法人の政治献金も制限される（同22条3 第1項2項）。

外国人、外国法人からの寄附を受けることも禁止されている（同22条5）。

以上は政治資金規制法による政治献金の規制であるが、さらに法的には次のような根本的な問題が存する。

それは第1に、会社の政治献金は定款の目的に違反して無効になるのではないか、第2は、政治献金と基本的人権との関係、第3は、政治献金は、商法254条の2で定める取締役の忠実義務に違反し取締役に損害賠償責任が生ずるのではないか、という問題である。

会社の政治献金については、すでに多大の注目をあびた八幡製鉄献金事件があるので、この判例を引用しつつ以下問題点について考察する。

2. 八幡製鉄献金事件の概要

昭和36年4月、八幡製鉄株式会社（現在は合併して新日本製鉄株式会社）の株主は、同社の代表取締役2名を相手方として商法267条（代表訴訟）に基づいて損害賠償請求の訴を東京地方裁判所に提起した。

その請求の理由は、被告が昭和35年3月14日、八幡製鉄株式会社を代表して自由民主党に350万円の政治献金をしたのは、同社の定款所定の目的の範囲外であるから、商法266条1項5号の「法令又は定款に違反する行為」に該当し、同時に忠実義務にも違反し、その結果、会社は350万円の損害を蒙ったというのである。

これに対し東京地方裁判所は（東京地判昭和38・4・5 下級民集14巻4号657頁）、請求を全面的に認容する判決を下した。

そしてその理由は、取締役の責任発生原因として定款違反の有無を決するためには、会社の行為を二つに分け、非取引行為すなわち「会社が無償で財産を出損し又は債務を負担する行為」は、すべて営利法人たる会社の本質に反し、定款所定の事業目的いかんにかわりなく営利目的に反するので当然に会社の目的の範囲外の行為となる。そして定款に違反し同時に忠実義務違反として、取締役に損害賠償責任が生ずる。

註3 たとえば50億円（資本金）以上の会社は3,000万円、10億円以上50億円未満は、1,500万円、10億円未満は750万円と限度が定められており、労働組合または職員組合についても組合員が10万人以上の場合は3,000万円、5万人以上10万人未満の場合は1,500万円、5万人未満の場合は750万円（同22条1項）

ただし、非取引行為であっても、災害の救援資金、育英事業や慈善事業への寄附、純粋な科学研究に対する補助など総株主の同意が期待されるようなときは、社会的義務行為であって、例外的に免責される。

しかし特定の政党に対する政治献金は、特定の宗教に対する寄附行為と同様に、一般社会人が義務と感じるような行為ではないから、献金の額の多少を問わずその例外とはならない、というのである。

この第一審判決に対して、八幡製鉄株式会社は、東京高等裁判所に控訴したのである。

ところが、昭和41年1月31日東京高等裁判所は原判決を取消し、被控訴人の請求を棄却する判決を下した。

その判決の理由は次のとおりである。

まず会社の権利能力は定款所定の目的によって制限されるが、会社は独立の社会的存在として個人と同様に、一般社会の構成単位をなすのであって、「社会に対して有用な行為は、定款に記載された事業目的の如何及びその目的達成のために必要または有益であると否とにかかわらず当然その目的の範囲に属する行為である。そしてかかる社会的作用に属する活動をすることは、企業体として円滑な発展をはかるうえに相当の価値と効果を認めることもできるから、これらの行為は、間接的ではあっても、目的遂行のうえで必要なものであって定款違反ではない。政党に対する政治献金も政党の公の目的のための政治活動を助成するためのものであり、会社のなす政治献金は、政治の腐敗を招き、弊害の生じやすいのはある程度事実であるが、その是正は立法政策の問題であり、会社の権利能力の問題ではない。政治献金には、将来の権利の獲得、過去の利権に対する謝礼などのように不法なものもあるが、不法でなくいわゆる浄財とせられるものもある。したがって不法なものであると主張するためには、その具体的事実を立証すべきである。

第三に会社のなす政治献金は「自然人のなす寄附の場合と異り、株主の利害との権衡上の考慮に基く合理的な限度、すなわち寄附の目的・会社資本の規模、経営実績、社会的地位から見て応分と認められる限度」を越えていない限り、取締役は政治献金について、忠実義務違反の責任を問われることはない。

これに対し被控訴人（原告株主）は、(1) 政治献金は慈善事業に対する寄附などと異って社会的有用な行為とはいえず、したがって会社の目的の範囲外の行為である。

(2) 会社のなす政治献金は、国民の参政権と政治的自由を害し、したがって民法90条に違反する。(3) 会社のなす政治献金は、取締役の会社に対する忠実義務に違反する、などの理由をもって最高裁判所に上告したのである。

しかし、次のような理由によって、上告は棄却されたのである。

3. 最高裁判決理由

原審の確定した事実によれば、訴外八幡製鉄株式会社は、その定款において「鉄鋼の製造および販売ならびにこれに附帯する一切の事業」を目的とする会社であるが、同会社の取締役であった被上告人は、昭和35年3月14日、同会社を代表して、自由民主党に政治資金350万円を寄附したものであるというところ、論旨は、要するに右寄附が同会社の定款に定められた目的の範囲外の行為であるから、同会社は、右のような寄附をする権利能力を有しない、というのである。

会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有するわけであるが、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行するうえで直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに包含されるものと解するを相当とする。そして必要なりや否やは、当該行為が目的遂行上現実必要であったかどうかをもってこれを決すべきではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断しなければならないのである（最高裁昭和24年(オ)第64号・同27年2月15日第2小法廷判決・民集6巻2号77頁・同27年(オ)1075号・同30年11月29日第3小法廷判決・民集9巻12号1886頁）

ところで、会社は、一定の営利事業を営むことを本来の目的とするものであるから、会社の活動の重点が、定款所定の目的を遂行するうえで直接必要な行為に存することはいうまでもないところである。しかし会社は他面において、自然人とひとしく、国家地方公共団体、地域社会その他（以下社会等という）の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであって、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても会社に社会通念上期待ないし、要請されるものであるかぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然なしうところであるといわなければならない。そしてまた、会社にとっても、一般にかかる社会的作用に属する活動をすることは、無益無用のことではなく、企業体としての円滑な発展を図るうえで相当の価値と効果を認めることもできるのであるから、その意味において、これらの行為もまた、間接ではあっても、目的遂行のうえに必要なものであるとするを妨げない。災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力などはまさにその適例であろう。会社がその社会的役割を果たすために相当な程度のかかる出捐をすることは、社会通念上、会社としてはむしろ当然のことに属するわけであるから、豪も、株主その他の会社の構成員の予測に反するものでなく、したがってこれらの行為が会社の権利能力の範囲内にあると解しても、なんら株主等の利害を害するおそれはないのである。以上の理由は、会社が政党に政治資金を寄附する場合においても同様である。

憲法は政党について規定するところがなく、これに特別の地位を与えてはいないのであ

るが、憲法の定める議会制民主主義は政党を無視しては到底その円滑な運用を期待することはできないのであるから、憲法は政党の存在を当然に予定しているものというべきであり、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素なのである。そして同時に、政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから、政党のあり方いかんは、国民として重大な感心事でなければならない。

したがって、その健全な発展に協力することは会社に対しても、社会的実在としての当然の行為として期待されるところであり、協力の一態様として政治資金の寄附も例外ではないのである。

論旨のいうごとく、会社の構成員が政治的信条を同じくするものでないにしても、会社による政治資金の寄附が、特定の構成員の利益を図りまたその政治的志向を満足させるためではなく、社会の一構成単位の立場にある会社に対し期待ないし要請されるかぎりにおいてなされるものである以上、会社にそのような政治資金の寄附をする能力がないとはいえないのである。原告人のその余の論旨は、すべて独自の見解というほかなく、採用することができない。要するに、会社による政治資金の寄附は、客観的抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとするに妨げないのである。

原判決は、右の見解と異にする点もあるが、本件政治資金の寄附が八幡製鉄株式会社の定款の目的の範囲内の行為であるとした判断は結局、相当であって、原判決に所論の違法はなく、論旨は、採用することはできない。

政治献金が憲法および民法90条に違反するとの主張について

論旨は、要するに株式会社の政治資金の寄附が自然人である国民にのみ参政権を認めた憲法に反し、したがって民法90条に反する行為であるという。

憲法上の選挙権その他のいわゆる参政権が自然人たる国民にのみ認められたものであることは、所論のとおりである。しかし会社が納税の義務を有し自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、それを禁ずべき理由はない。のみならず、憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものと解すべきであるから、会社は自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持推進または反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。政治資金の寄附もまさにその自由の一環であり、会社によってそれがなされた場合、政治の動向に影響を与えることがあったとしても、これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。

論旨は会社が政党に寄附をすることは国民の参政権の侵犯であるとするのであるが、政

党への寄附は事の性質上、国民個々の選挙権その他の参政権の行使そのものに直接影響を及ぼすものではないばかりでなく、政党の資金の一部が選挙人の買収にあてられたことがあるにしても、それはたまたま生ずる病理現象に過ぎず、しかもかかる非違行為を抑制するための制度は厳として存在するのであって、いずれにしても政治資金寄附が、選挙権の自由なる行使を直接に侵害するものとはなしがたい。

会社が政治資金の寄附の自由を有することは既に説示したとおりであり、それが国民の政治意思の形成に作用することがあっても、あながち異とするには足りないのである。

所論は大企業による巨額の寄附は金権政治の弊を生むべく、たまたまし有力株主が外国人であるときは外国による政治干渉となる危険もあり、さらに豊富潤沢な政治資金は政治の腐敗を醸成するというのであるが、その指摘するような、弊害に対処する方途は、さしあたり、立法政策にまつべきことであって、憲法上は、公共の福祉に反しないかぎり、会社といえども政治資金の寄附の自由を有するといわざるをえず、これをもって国民の参政権を侵害するとなす論旨は採用するかぎりでない。

以上説示したとおり、株式会社の政治資金の寄附は、わが憲法に反するものではなく、したがって、そのような寄附が憲法に反することを前提として、民法90条に違反するという論旨は、その前提を欠くものといわなければならない。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用しがたい。

本件政治資金の寄附は商法 254 の 1 に定める取締役の忠実義務に違反するというのである。商法 254 条の 2 は同法 254 条三項民法 644 条に定める善管義務を敷衍し、かつ一層明確にしたにとどまるのであって、所論のように、通常の委任関係に伴う善管義務とは別個の、高度な義務を規定したものと解することはできない。

ところでもし取締役が、その職務上の地位を利用し、自己または第三者の利益のために、政治資金を寄附した場合には、いうまでもなく忠実義務に反するわけであるが、論旨は被告らに、具体的にそのような利益をはかる意図があったとするわけではなく、一般にこの種の寄附は、国民個々が各人の政治的信条に基づいてなすべきものであるという前提に立脚し、取締役が個人の立場で自ら出捐するのではなく、会社の機関として会社の資産から支出することは、結果において会社の資産を自己のために費消したのと同断だということである。

会社が政治資金の寄附をなしうることは、さきに説示したとおりであるから、そうである以上、取締役が会社の機関としてその衝にあたることは、特段の事情のないかぎり、これをもって取締役たる地位を利用した、利益追及の行為だとすることのできないのもちろんである。論旨はさらに、およそ政党の資金はその一部が不正不当に、もしくは無益に乱費されるおそれがあるにもかかわらず、本件の寄附に際し、被告らはこの事実を知りながら敢えて目をおおい用途を限定するなど防止の対策を講じないまま、漫然寄附した

のであり、しかも取締役会の審議すら経てないのであって、明らかに忠実義務違反であるというのである。

ところで右のような忠実義務違反を主張する場合にあって、その挙証責任が、その主張者の負担に帰すべきことは、一般の義務違反におけると同様と解すべきところ、原審における上告人の主張は、一般に、政治資金の寄附は定款に違反し、かつ公序を棄するものであるとなし、したがって、その支出に任じた被上告人らの具体的行為を言々するものではない。もとより上告人はその点につき何ら立証するところがないのである。したがって論旨指摘の事実は原審の認定したところであるのみならず、所論のように公知の事実と目すべきものでないことも多言を要しないから、被上告人らの忠実義務違反をいう論旨は前提を欠き、肯認することができない。

いうまでもなく取締役が会社を代表して政治資金の寄附をなすにあたっては、その会社の規模、経営実績、その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額を決すべきであり、右の範囲を越え、不相応な寄附をなすがときは取締役の忠実義務に違反するというべきであるが、原審の確定した事実即ち判断するときは、八幡製鉄株式会社の資本金その他所論の当時における純利益、株主配当金等の額を考慮にいれても、本件寄附が、右の合理的範囲を越えたものとするとはできない。

4. 会社の政治献金と基本的人権

アメリカ合衆国においては、修正第14条の平等保護修項に関して、19世紀末から、同条項の定める“person”には法人も含まれるという判例が確立され、自由(liberty)の保障については自然人に限られるが、財産権の保障については法人も享有主体性を有すると解されていた。さらに「自由」の保障についても1930年代から40年代における判例によって法人の言論・出版の自由や、不合理な搜索・押収を受けない権利等の(修正4)享有主体性が認められるに至ったといわれる。^{註1}

しかし財産権の保障の享有を含めて、法人の人権享有については、つよい反対意見もある。すなわちブラック裁判官は1938年の判決で「修正14条の人の語は法人を含むものと考えない」と明言し、先例を変更すべき旨主張しているのである。そうして、その論拠とするところは、第1に、同修正箇条の制定の歴史からみれば、それは自然人とくに人の人権保障を定めた規定であることは明白であり、またそれは制定直後に言渡された立法に忠実な判例の解釈からもうらづけることができること、第2に、同条の第1項前段や第2項にいう「人」は明らかに自然人を意味しており、第1項後段のみを別異に解釈する必要の

註1 芦部信喜 憲法Ⅱ 26頁

ないことからである。

その後ダグラス裁判官もこれと同じ見解に立ち、平等保護条項を含めて修正第14条は法人に適用がないとした。

ダグラス裁判官は適用があるとする先例は、歴史も論理も理由が示されておらず、その点が説明を要しないほど自明の結論とはいえ、その解釈は同条項を実質的に改正するに等しいと批判しているといわれる。^{註2}

ドイツにおいては、ワイマール憲法時代には法人の人権享有能力は一般的には否定されていた。しかし西ドイツ・ボン基本法はその19条3項で「基本権はその本質上内国法人に適用されうるかぎりこれにも適用される」と定めた。条件付ではあるが法人の人権享有能力を定めたのである。しかし問題はいかなる法人がいかなる範囲において人権を享有できるかという点である。

これに関してマンゴルト・クラインは、法人の享有できるものと考えられる人権として次のようなものをあげている。

それは、法律の前の平等（3条1項）、宗教と世界観の自由（4条1項2項）、意見の自由（5条1項）、集会の自由（8条1項）、結社の自由（9条1項）、団結の自由（9条3項）、信書、郵便、電気通信の秘密（10条1項）、移住の自由（11条1項）、職業の自由（12条1項）、労働の自由（12条2項）、住居の不可侵（13条1項）、所有権と相続権の保障（14条1項）、請願権（17条）法律の定める裁判官の裁判を受ける権利（101条1項）などである。^{註3}

スイス、オーストリアにおいては、西ドイツのような憲法上の規定は存しないが、判例によって法人に一定の権利の享有が認められている。^{註4}

日本国憲法には西ドイツ・ボン基本法におけるような法人の人権享有主体性を認める規定はない。

学説をあげると、覚道豊治教授は「基本的人権はその言葉も示すように人間の基本的権利であり、人間が人間なるがゆえに当然有する権利として自然権の考え方から由来しているのであって、人間の尊厳という観念に基づいている。それゆえその性質上もともと人間個人がその主体と考えられるべきであり、したがって法人は憲法の保障する基本的人権の主体ではないと考えられる」^{註5}と述べて法人の人権享有を否定するのである。これに対し多くの学者は、次のように解釈上これを認めるのである。

註2 伊藤正己 「会社の基本権」商事法の諸問題 6頁

註3 山本浩三 「法人と人権」憲法演習I 130頁

註4 芦部信喜 前掲 26頁

註5 覚道豊治 憲法 202頁

まず宮沢俊義教授は「法人の活動は、結局は、その効果が自然人に帰属するものであるから、人権宣言の各規定はその性質上それが可能であるかぎり法人にも適用されるべきである。法人の概念は、主として財産権の主体となることにその意味をもつものであるから、人権宣言の規定は、主として財産権の権利義務に関しては、法人にも適用される結果になる」とし、法人の人権享有を肯定する。^{註6}

また佐々木惣一博士は「日本法人の地位については憲法は規定しない。併し国民の権利義務の憲法の条項の規定する事実が法人についても発生し得るものであるときは、日本法人はその憲法の条項が国民について定めると同様の権利義務を有する。これが条理法上の規範である」^{註7}と述べている。

川添利幸教授も「基本的人権の主体が本来自然人であることは疑いない。人権が人間の尊厳ないしは個人の尊重を理念とすることからいって当然であろう。ところで、そのことは法人を人権の主体として認めることを否定する結果になるであろうか。そのような考え方もないではない。たとえば、ワイマール憲法時代のドイツの通説はそのようなものであった。しかし法人の活動は、究極において自然人の利益を目的としているものであるから、法人を一定範囲で人権の主体とみることは決して不可能なことではない。しかも現代の複雑な社会においては、たとえ法人の意思や行動が自然人によってになわれているとしても、個々の自然人のそれとは独立し、それを一体としてとらえた法人の意思や活動を問題にする実益が十分にあるといえよう。

したがって、もともとは自然人に適用されるべき人権の保障規定をその性質上可能な限り、法人にも適用されると考える方が妥当である。では性質上可能な限りとはどの範囲をいうのであろうか。たとえば、法の下での平等、財産権、職業選択の自由、法定手続の保障、表現の自由などはその種の人権といえよう。これに反して、個人の尊重・生命・自由幸福追求の権利、一定の人身の自由、生存権、選挙権、被選挙権などは、その性質上法人に適用することはできない人権といえる」^{註8}と論じている。

さらに寿田竜輔教授は「憲法上諸個人の構成する団体にも人権が保障されなければならないとするばあい、そのことは、たんにいまのべた法理論的要請からだけではなく、現行憲法の人権規定自体によっても補強されているとみることができよう。それは憲法21条が人権の一種として結社すなわち団体形成の自由をも保障しているからである。すなわちこの規定により個人は各種の人権を共同行使すべく団結することが認められ、その当然の結果として、人権行使のための団結活動が当該団体の権利としても承認されざるをえないと

註6 宮沢俊義 憲法Ⅱ 240頁

註7 佐々木惣一 日本国憲法論 446頁

註8 阿部=池田 憲法(2) 51頁以下

いえるからなのである。

いずれにしても以上のように考えることによって憲法は個人のみならずその団体に対して
も人権の享有主体性を承認しうるはずである」^{註9}と法人団体の人権享有能力を肯定して
いるのである。

以上のように学説の多くは法人の人権享有能力を認めるのであるが、その範囲程度に
ついては自然人と全く同様に考えることはできないのである。^{註10}

前述のとおり、八幡製鉄事件の判決において「憲法第三章に定める国民の権利および義
務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国の法人にも適用されるものである」と判示し法
人の人権享有を認めたのであり、さらに「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特
定の政策を支持、推進し、または反対するなどの政治的行為をなす自由を有する」とし、
また「憲法上は、公共の福祉に反しないかぎり、会社といえども政治資金の寄附の自由を
有する」というのであるが、これは、果して妥当な見解といえるであろうか。

この点に関して富山教授は「株式会社に社会の富が集中し、その財産が少数の役員によ
って運用されるという現代の状況に注目するとき、その強大な経済力にもとづいてなされ
る政治寄金が、参政の平等の原則が構成する国家の基本秩序をくずす危険は強く認識せざ
るをえない」^{註11}とし、さらに会社の政治献金は「会社内部の構成員に究極的には帰属
する会社財産が特定の政治的立場を支援するために費消されるという問題であって、団体
を構成する個人に政治的立場を選択する自由があることとの関係が問題にならざるをえな
い」と述べ「国民の政治意思の形成は、これに対する参加がすべて個人に平等に保障され
ることに、社会のきわめて強い要請が働いていることとの関係も問題にならざるをえない。

政党に献金するのは、その政党の特定の政治的立場を支持しこれに資金的援助を与える
ものであって、投票権の行使と同様国民の政治意思形成への参加という関係だとみること
ができる。個人が自己の財産から献金をなすのではなく、多数決や業務執行機関の判断に
よって自己の財産ではない会社の財産をかような目的のために使用しうるとすると、す
べての個人が平等に政治意思の形成に参加することと矛盾する関係になるわけである」^{註12}
と批判している。

芦部教授も「資本主義が高度化し社会の組織化が進んで各種の巨大な団体が出現し、い
わゆる私的統治ないし私的政府（Private Government）と呼ばれる現象が生ずる……状
況下では、「巨大企業としての法人は無制限には人権の主体として認めないという理論構
成も一つの問題になってくる」（鶴飼73～4頁）が人権享有主体性は否定しないまでも、

註9 杉原=奥平 憲法学 I 33頁

註10 芦部信喜 前掲34頁

註11 富山康吉 「政治献金と東京地裁判決」法律時報35巻6号59頁

註12 富山康吉 現代商法学の課題82頁

とくに法人の経済的自由権については、人権の実質的公平な保障の確保という社会国家理念に基づき、一定の積極的な規制を加えることが許される可能性が自然人の場合よりもはるかに大きいとみるべきであろう。精神的自由権についても、自然人と同じではなく、たとえば、政治活動の自由のような領域においては、自然人と異なる取扱をするのがむしろ憲法の人権保障の精神に合致すると思われる。とくにある社会権力が国家と類似する私的政府と解することができる状態にあった場合には、公法人に原則として人権主体性が認められないのと同じく人権の享有を主張できないこともありうるというべきであろう」^{註13}と述べている。

以上の批判論は十分理由があると思われるのであり、私も同様な論拠に基づいて、法人の人権享有能力を肯定するが、ただし法人の人権の享有についてはその限界があることをつよく認識せざるを得ないのである。

最後に鈴木教授は判決理由に対し以上の論理とは異なる論拠より批判しているのである。すなわち「会社が政党に政治資金を寄附すれば、その結果、政治の動向に影響を与えることがあるとしても、それ自体が国民の選挙権の自由な行使を侵害するものではないから、憲法違反の問題にならないとさえいえばそれですむことである。しかるに判示は、会社も自然人たる国民と全く同様の政治的行動をなす自由を有するという荒っぽい理論を前段で述べているが、このような行きすぎたことをいう必要は何ら有しないと考える」^{註14}と批判せられる。しかしこのような説明では不十分なそりを免れないのではなかろうか、私はやはり前述のような憲法論はさけてとおれない問題であると考ええる。

5. 政治献金と会社の権利能力

会社は、必ず定款に目的を記載しなければならないのであるが、（商法166条1項1号188条2項1号）問題は会社の能力はこの定款に記載する目的によって制限されるか否かである。

民法43条は、法人は定款所定の目的の範囲内において権利を有し義務を負うと定めており、この規定は公益法人に関する規定ではあるが、会社にも類推適用されるというのが従来からの判例の立場である。これは多分にイギリス会社法の判例である法人の能力は定款の目的によって制限されるという、いわゆる「能力外の理論」（Ultra vires doctrine）をとり入れて民法が起草されたという立法上の沿革にも影響されているものと思われる。
註1

註13 芦部信喜 前掲34頁

註14 鈴木竹雄 「会社の政治献金」別冊ジュリスト63号11頁

註1 北沢正啓 「会社の権利能力」ジュリスト500号判例展望232頁

会社の能力は定款所定の目的によって制限されるとするのが判例の立場であるが、初期の判例はこの定款の目的を狭く解釈して、たとえば企業以来の尽力者に対する金員の贈与（大判明36・1・29民録9・102）や銀行による荷替の保証（大判明37・510民録10・638）を目的に含まれないとした。しかしその後しだいに判例も目的の範囲を弾力的に広く解するようになり、目的を遂行に必要な行為も目的の範囲に包含されると解釈するようになった。^{註2}そしてその目的達成に必要な行為か否かを判断するには当該行為が目的遂行上現実に必要であったかどうかをもってこれを決すべきではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的、客観的に判断しなければならないと解するようになった。^{註3}

前述八幡製鉄事件に対する最高裁の判旨も、公益法人に関する民法43条は会社に類推適用されるという前提に立ち、従来の判例を踏襲し、「会社は定款所定の目的の範囲内において能力を有するが、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限られるものではなく、その目的遂行に直接または間接に必要な行為もこれに包含される。そして必要かどうかは当該行為が目的遂行上現実に必要であったかどうかによってではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断しなければならない」と判示した。

つぎに学説についてみると、判例と同様の立場で目的によって能力の制限を認める前提に立ちただ目的自体だけでなく目的の範囲を判例と同じく広く解釈する者が多い。^{註4}

これに対し定款所定の目的をもって権利能力の制限とはみず、これを代表権に対する制限と解する有力な学説がある。^{註5}後説は民法43条の類推適用を否定し、目的による能力の制限を認めず目的をもって単に代表権に対する制限とみるのであるから、会社の代表が会社の名においてなした行為は、それが定款所定の目的の範囲内であるか否かを問わず会社の権利能力内の行為ということになり有効な行為ということになる。ところが、会社の能力を民法43条の類推適用があるとする立場からは会社の政治献金は会社の能力の範囲に属する行為であるかどうか考察を要するのである。そしてこの点について判例は「会社による政治資金の寄附は客観的、抽象的にみて会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎり、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとしてさしつかえない」と判示している。

この判決に対しては次のような批判がある。それは、政治献金は株主全員の同意に基づ

註2 大判大元12・25民録18輯1078頁

註3 大判昭13・2・7民集17巻50頁・最判昭27・2・15民集6巻2号77頁

註4 石井＝ 一巻35頁 松田二郎 会社法概論26頁

註5 田中誠二 全訂会社法詳論（上）76頁

大隅健一郎 全訂会社法論（上）27頁

上柳克郎 株式会社法講座一巻94頁

服部栄三 株式会社の本質と会社の能力127頁

かないかぎり憲法、民法の段階で無効であり、また政治意思の形成は自然人である国民各自の選択でなされるべきであり、このような最高裁の判決には反対であるというのである。
註6

第二の批判は、政党に対する政治資金の寄附も政党の健全な発展に協力することが社会的実在である会社に期待されるところであるから目的の範囲内に属するという論理は、会社の寄附を株主の利益をはなれた会社外のものに求める点で妥当でないとするのである。そして会社のなす寄附が是認されるのは、その経済的実質的效果が会社の目的たる事業の遂行に役立つことに求められるべきであり、「社会的作用に属する活動をすることは、企業体としての円滑な発展をはかるうえに相当の価値と効果を認められるから、これらの行為も間接ではあっても目的遂行上必要なものとしてよい」という附加的理由がまさに決定的理由である、というのである。^{註7}

要するにそれらが定款所定の目的たる行為の遂行に間接ながら必要有益な行為であるから会社の能力の範囲に属すると解するのが妥当な見解であるというべきである。^{註8}

なお同判決における補足意見は、寄附や政治献金については、会社の能力は個別的、具体的に決せられ、その範囲も狭いというべきであり、会社の規模、資産状態、社会的・経済的地位、寄附の相手方など諸般の事情を考慮して応分の程度を超える場合には、寄附そのものが無効になると述べている。しかし相手方はそれが応分か否かを知ることは不可能であるので、相手方の地位は不安定になり取引の安全が害される。したがって、補足意見は妥当でないといえる。^{註9}

ところでアメリカにおいては、会社のなす寄附について「1960年代の終りごろの判決になると公的目的のための会社の支出に関する争を、単に、取締役がそのような支出において健全なビジネス・ジャジメントを行使したかどうか、あるいは合理性の観点からのみ判断するようになった。すなわち70年代に入るとともに、会社は、その利益のために奉仕することができるか、あるいはすべきかの段階はもはやすぎて、むしろ問題は、そのような奉仕はどの程度までできるか、かつどのような方法がもっとも効果的なのかという段階に入ってきた」^{註10}といわれている。

つぎに政治献金は取締役の忠実義務(商254の2)に違反しないかの点であるが、第一審は、非取引行為は一般的に会社の目的外の行為で違法無効とする。しかし非取引行為も社会的

註6 富山康吉 「株式会社になす政治献金」商法雑誌47巻3,5,6号

河本一郎 「現代会社法」73頁

註7 鈴木竹雄 「会社の政治献金」別冊ジュリスト63号11頁

註8 北沢正啓 「会社の政治献金」新商法演習I 6頁

註9 鈴木前掲11頁 北沢前掲8頁

註10 河本前掲68頁

義務行為とそうでないものとに分け後者のみが取締役の忠実義務に違反するとする。

これに対し最高裁判決は、取締役がその職務上の地位を利用し、自己または第三者の利益のために政治資金を寄附した場合や、不相応な寄附をすれば忠実義務に違反すると判示した。応分か否かの判断は困難であるが、資本金、純利益、利益配当などの経営規模、経営実績など考慮した合理的金額でなければならない。法人税法上認められる捐金算入限度（同法37条2項同施行合73条）も参考になるであろう。註11

（今回、政府は、政治資金規正法改正案を国会に提出し、自民、新自クラブ、社民連の賛成で11月11日衆議院を通過し、現在参議院の公職選挙法特別委員会で審議中である。主な改正点は、政治家個人への政治献金の流れの明朗化にある。

しかし、政治家個人が新たに義務づけられる政治資金の収支報告を怠っても罰則がないことなど問題がある。）

（本学教授・法学担当）

註11 北沢前掲11頁